

宮城県議会の保有する情報の公開に関する条例をここに公布する。

宮城県議会の保有する情報の公開に関する条例

第一章 総則

(目的)

第一条 この条例は、地方自治の本旨にのっとり、県民の知る権利を尊重し、宮城県議会(以下「議会」という。)の保有する公文書の開示を請求する権利及び情報の公開の総合的な推進に関して必要な事項を定めることにより、議会の有するその諸活動を説明する責務が全うされるようにするとともに、県民の議会への理解と県政参加を促進し、もって広く開かれた議会の実現に寄与することを目的とする。

(定義)

第二条 この条例において「公文書」とは、議会の事務局の職員が職務上作成し、又は取得した文書、図画、写真及びスライドフィルム(これらを撮影したマイクロフィルムを含む。次項において同じ。)並びに電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られた記録をいう。次項において同じ。)であって、当該事務局の職員が組織的に用いるものとして、議会の議長(以下「議長」という。)が管理しているものをいう。

2 この条例において「公文書の開示」とは、文書、図画又は写真を閲覧又は写しの交付により、スライドフィルム又は電磁的記録をその種別、情報化の進展状況等を勘案して議長が別に定める方法により公開することをいう。

(責務)

第三条 議会は、この条例に定められた義務を遂行するほか、議会の保有する情報を積極的に公開するよう努めなければならない。この場合において、個人に関する情報が十分保護されるよう最大限の配慮をしなければならない。

2 公文書の開示を請求しようとするものは、この条例により保障された権利を正当に行使しなければならない。また、公文書の開示によって得た情報を、この条例の目的に即して適正に使用しなければならない。

第二章 公文書の開示

(開示請求権)

第四条 何人も、この条例の定めるところにより、議長に対し、公文書の開示を請求することができる。

(開示請求の手續)

第五条 前条の規定による開示の請求(以下「開示請求」という。)は、次に掲げる事項を記載した書面(以下「開示請求書」という。)を議長に提出して行わなければならない。

一 開示請求をするものの氏名又は名称及び住所又は事務所若しくは事業所の所在地並びに法人その他の団体にあつては代表者の氏名

二 公文書の件名その他の開示請求に係る公文書を特定するに足りる事項

三 その他議長が別に定める事項

2 議長は、開示請求書に形式上の不備があると認めるときは、開示請求をしたもの(以下「開示請求

者」という。)に対し、相当の期間を定めて、その補正を求めることができる。この場合において、議長は、開示請求者に対し、補正の参考となる情報を提供するよう努めなければならない。

(開示請求に対する決定等)

第六条 議長は、開示請求のあった日から起算して十五日以内に、公文書の全部若しくは一部を開示する旨の決定、公文書を開示しない旨の決定、第十一条の規定により開示請求を拒否する旨の決定又は開示請求に係る公文書を保有していない旨の決定(以下「開示決定等」と総称する。)をしなければならない。ただし、前条第二項の規定により補正を求めた場合にあっては、当該補正に要した日数は、当該期間に算入しない。

- 2 議長は、開示決定等をしたときは、速やかに、開示請求者に対し、その旨を書面により通知しなければならない。ただし、開示請求のあった日に公文書の全部を開示する旨の決定をしたときは、その旨を口頭により通知することができる。
- 3 議長は、公文書の全部を開示する旨の決定以外の開示決定等をしたときは、その理由(その理由がなくなる期日をあらかじめ明示することができるときは、その理由及び期日)を前項の書面に具体的に記載しなければならない。
- 4 第一項の規定にかかわらず、議長は、事務処理上の困難その他正当な理由があるときは、同項に規定する期間を延長することができる。この場合において、議長は、速やかに、開示請求者に対し、延長後の期間及び延長の理由を書面により通知しなければならない。

(平一六条例八一・一部改正)

(開示の実施)

第七条 議長は、前条第一項の公文書の全部又は一部を開示する旨の決定(以下「開示決定」という。)をしたときは、速やかに、開示請求者に対し、公文書の開示をしなければならない。

- 2 閲覧の方法による公文書の開示にあっては、議長は、当該公文書を汚損し、又は破損するおそれがあると認めるときその他正当な理由があるときは、前項の規定にかかわらず、その写しにより、これを行うことができる。
- 3 開示決定を受けた者は、前条第二項の規定による通知があった日から九十日以内に開示を受けなければならない。ただし、当該期間内に当該開示を受けることができないことにつき正当な理由があるときは、この限りでない。

(平一六条例八一・平一九条例四九・一部改正)

(公文書の開示義務)

第八条 議長は、開示請求があったときは、開示請求に係る公文書に次の各号に掲げる情報(以下「非開示情報」という。)のいずれかが記録されている場合を除き、開示請求者に対し、当該公文書を開示しなければならない。

- 一 法令(条例を含む。以下同じ。)の規定により公開することができないとされている情報
 - 二 個人に関する情報(事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。)であって、特定の個人が識別され、若しくは識別され得るもの又は特定の個人を識別することはできないが、公開することにより、なお個人の権利利益が害されるおそれがあるもの。ただし、次に掲げる情報を除く。
- イ 法令の規定により又は慣行として公開され、又は公開することが予定されている情報
- ロ 当該個人が公務員等(国家公務員法(昭和二十二年法律第二十号)第二条第一項に規定する国家公務員(独立行政法人通則法(平成十一年法律第百三号)第二条第二項に規定する特定独立行政法人の役員及び職員を除く。)、独立行政法人等(独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律(平成十

三年法律第四百十号)第二条第一項に規定する独立行政法人等をいう。以下同じ。)の役員及び職員、地方公務員法(昭和二十五年法律第二百六十一号)第二条に規定する地方公務員並びに地方独立行政法人(地方独立行政法人法(平成十五年法律第百十八号)第二条第一項に規定する地方独立行政法人をいう。以下同じ。)の役員及び職員をいう。)である場合において、当該情報がその職務の遂行に係る情報であるときは、当該情報のうち、当該公務員等の職、氏名及び当該職務遂行の内容に係る部分

三 法人その他の団体(国、独立行政法人等、地方公共団体及び地方独立行政法人を除く。以下「法人等」という。)に関する情報又は事業を営む個人の当該事業に関する情報であつて、公開することにより、当該法人等又は当該個人の権利、競争上の地位その他正当な利益が損なわれると認められるもの。ただし、事業活動によって生じ、又は生ずるおそれのある危害から人の生命、身体、健康、生活又は財産を保護するため、公開することが必要であると認められる情報を除く。

四 公開することにより、犯罪の予防又は捜査、人の生命、身体又は財産の保護その他の公共の安全と秩序の維持に支障が生ずるおそれのある情報

五 県又は国等(国、独立行政法人等、地方公共団体、地方独立行政法人その他の公共団体をいう。以下この条において同じ。)の事務事業に係る意思形成過程において行われる県の機関内部若しくは機関相互又は県の機関と国等の機関との間における審議、検討、調査、研究等に関する情報であつて、公開することにより、当該事務事業又は将来の同種の事務事業に係る意思形成に支障が生ずると明らかに認められるもの

六 県の機関又は国等の機関が行う検査、争訟、交渉、渉外その他の事務事業に関する情報であつて、当該事務事業の性質上、公開することにより、当該事務事業若しくは将来の同種の事務事業の目的が達成できなくなり、又はこれらの事務事業の公正若しくは円滑な執行に支障が生ずると認められるもの

(平一四条例七一・平一五条例四九・平一六条例三九・平一九条例四九・一部改正)

(部分開示)

第九条 議長は、開示請求に係る公文書の一部に非開示情報が記録されている場合において、非開示情報が記録されている部分を容易に区分して除くことができるときは、開示請求者に対し、当該部分を除いた部分につき開示しなければならない。ただし、当該部分を除いた部分に有意の情報が記録されていないと明らかに認められるときは、この限りでない。

(公益上の理由による裁量的開示)

第十条 議長は、開示請求に係る公文書に非開示情報が記録されている場合であっても、公益上特に必要があると認めるときは、開示請求者に対し、当該公文書を開示することができる。

(公文書の存否に関する情報)

第十一条 開示請求に対し、当該開示請求に係る公文書が存在しているか否かを答えるだけで、非開示情報を開示することとなるときは、議長は、当該公文書の存否を明らかにしないで、当該開示請求を拒否することができる。

(第三者に対する意見書提出の機会の付与等)

第十二条 開示請求に係る公文書に県、国、独立行政法人等、県以外の地方公共団体、地方独立行政法人及び開示請求者以外のもの(以下この条及び第十五条において「第三者」という。)に関する情報が記録されているときは、議長は、開示決定等をするに当たって、当該情報に係る第三者に対し、開示請求に係る公文書の表示その他議長が別に定める事項を通知して、意見書を提出する機会を与えることができる。

2 議長は、次の各号のいずれかに該当するときは、開示決定に先立ち、当該第三者に対し、開示請求に係る公文書の表示その他議長が別に定める事項を書面により通知して、意見書を提出する機会を与えなければならない。ただし、当該第三者の所在が判明しない場合は、この限りでない。

一 第三者に関する情報が記載されている公文書を開示しようとする場合であって、当該情報が第八条第三号ただし書の情報に該当すると認められるとき。

二 第三者に関する情報が記録されている公文書を第十条の規定により開示しようとするとき。

3 議長は、前二項の規定により意見書の提出の機会を与えられた第三者が当該公文書の開示に反対の意思を表示した意見書を提出した場合において、開示決定をするときは、開示決定の日と開示を実施する日との間に二週間を置かなければならない。この場合において、議長は、開示決定後直ちに、当該意見書を提出した第三者に対し、開示決定をした旨及びその理由並びに開示を実施する日を書面により通知しなければならない。

4 前項の規定にかかわらず、議長は、正当な理由があるときは、同項に規定する期間を延長することができる。

(平一四条例七一・平一六条例三九・一部改正)

(手数料等)

第十三条 公文書の開示に係る手数料は、徴収しない。

2 第四条の公文書の開示を請求して文書、図画又は写真の写しの交付その他の物品の供与を受けるものは、当該供与に要する費用を負担しなければならない。

(異議申立てがあった場合の手続)

第十四条 開示決定等について行政不服審査法(昭和三十七年法律第百六十号)の規定による異議申立てがあった場合は、議長は、同法に定めるところにより、遅滞なく、当該異議申立てについての決定を行わなければならない。

(第三者からの異議申立てを棄却する場合等における手続)

第十五条 第十二条第三項及び第四項の規定は、次の各号のいずれかに該当する決定をする場合について準用する。

一 開示決定に対する第三者からの異議申立てを却下し、又は棄却する決定

二 異議申立てに係る開示決定等を変更し、当該開示決定等に係る公文書を開示する旨の決定(第三者である参加人が当該公文書の開示に反対の意思を表示している場合に限る。)

(他の法令による開示の実施との調整)

第十六条 この章の規定は、他の法令の規定により、何人にも開示請求に係る公文書が第二条第二項に規定する方法と同一の方法で開示することとされている場合(開示の期間が定められている場合にあつては、当該期間内に限る。)には、同項の規定にかかわらず、当該同一の方法による開示に係る当該公文書については、適用しない。ただし、当該他の法令の規定に一定の場合には開示をしない旨の定めがあるときは、この限りでない。

2 他の法令の規定に定める開示の方法が縦覧であるときは、当該縦覧を第二条第二項の閲覧とみなして、前項の規定を適用する。

3 この章の規定は、地方自治法(昭和三十二年法律第六十七号。以下「法」という。)第百条第十八項の図書室その他の議会の施設において、県民の利用に供することを目的として管理している公文書については、適用しない。

(平一五条例四九・平二〇条例五六・一部改正)

第三章 情報公開の総合的推進

(情報公開の総合的推進)

第十七条 議会は、前章に定める公文書の開示のほか、県民が議会の保有するその諸活動に関する情報を迅速かつ容易に得られるよう、情報提供施策及び情報公表制度の充実を図り、情報の公開の総合的な推進に努めるものとする。

(情報提供施策等の充実)

第十八条 議会は、広報媒体の効果的な活用及び自主的広報手段の充実に努めるとともに、法第二百三十三条第一項の会議録のほか、速記法により調製された委員会の記録その他議会資料を広く閲覧に供すること等により、その保有する情報を県民に積極的に提供するよう努めるものとする。

2 議会は、法令の規定により義務付けられた情報公表制度の内容の充実を図るとともに、議会の活動に関する情報を公開する制度の整備に努めるものとする。

第四章 雑則

(公文書の管理)

第十九条 議長は、この条例の適正かつ円滑な運用に資するため、公文書を適正に管理するものとする。

2 議長は、公文書の管理に関する定めを設けるとともに、これを一般の閲覧に供しなければならない。

3 前項の公文書の管理に関する定めにおいては、公文書の分類、作成、保存及び廃棄に関する基準その他の公文書の管理に関する必要な事項について定めるものとする。

(開示請求をしようとするものに対する情報の提供等)

第二十条 議長は、開示請求をしようとするものが容易かつ的確に開示請求をすることができるよう、議長が管理している公文書の特定に資する情報の提供その他開示請求をしようとするものの利便を考慮した適切な措置を講ずるものとする。

(施行の状況の公表)

第二十一条 議長は、毎年度、この条例の施行の状況を取りまとめ、これを公表しなければならない。

(委任)

第二十二条 この条例に定めるもののほか、この条例の実施のため必要な事項は、議長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成十一年七月一日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の規定は、平成九年四月一日以後に作成され、又は取得された公文書について適用する。

附 則(平成一四年条例第七一号)

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 改正後の第八条及び第十二条第一項の規定は、この条例の施行の日以後にされた開示請求(宮城県議会の保有する情報の公開に関する条例第五条第一項に規定する開示請求をいう。以下同じ。)について適用し、同日前にされた開示請求については、なお従前の例による。

附 則(平成一五年条例第四九号)

この条例は、平成十五年四月一日から施行する。

附 則(平成一六年条例第三九号)

この条例は、平成十六年四月一日から施行する。

附 則(平成一六年条例第八一号)

この条例は、平成十七年四月一日から施行する。

附 則(平成一九年条例第四九号)抄

(施行期日)

1 この条例は、郵政民営化法等の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律(平成十七年法律第二百号。次項において「法」という。)の施行の日から施行する。

(施行の日 = 平成一九年一〇月一日)

附 則(平成二〇年条例第五六号)

この条例は、公布の日から施行する。